一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百二十回、第百二十一回、第百二十二回、第百二十三回、第百二十四回、第百二十五回、第百二十六回及び第百二十七回）、利付国庫債券（十年）（第二百九十八回、第三百六回及び第三百七回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十三回、第四十六回、第四十七回及び第四十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回り格差をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百八十九億円
内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千二十二億四千五百十九万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年七月二十一日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×（各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十四　利子　（別表のとおり）

十五　償還期限　額面金額百円につき百円

十六　償還金額　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年七月十九日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十九年七月十九日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　日本銀行

十八　元利金支払場所　財務大臣から通知を受けた者

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十九年七月二十一日

（別表）

名称及び記号	発行額（額面金額）	償還期限	利率（年）
利付国庫債券（五年）（第百二十回）	三百十五億円	平成三十一年九月二十日	○・二％
利付国庫債券（五年）（第百二十一回）	八百三十億円	平成三十一年九月二十日	○・一％
利付国庫債券（五年）（第百二十二回）	四百五十三億円	平成三十一年十二月二十日	○・一％
利付国庫債券（五年）（第百二十三回）	三百八十四億円	平成三十二年三月二十日	○・一％
利付国庫債券（五年）（第百二十四回）	四十三億円	平成三十二年六月二十日	○・一％
利付国庫債券（五年）（第百二十五回）	四億円	平成三十二年九月二十日	○・一％
利付国庫債券（五年）（第百二十六回）	四十九億円	平成三十二年十二月二十日	○・一％
利付国庫債券（五年）（第百二十七回）	四百六十億円	平成三十三年三月二十日	○・一％
利付国庫債券（十年）（第二百九十八回）	五十億円	平成三十年十二月二十日	一・三％
利付国庫債券（十年）（第三百六回）	七十八億円	平成三十二年三月二十日	一・四％
利付国庫債券（十年）（第三百七回）	二百二十六億円	平成三十二年三月二十日	一・三％
利付国庫債券（二十年）（第四十三回）	四億円	平成三十一年九月二十日	二・九％
利付国庫債券（二十年）（第四十六回）	五十七億円	平成三十二年六月二十二日	二・二％
利付国庫債券（二十年）（第四十七回）	四億円	平成三十二年九月二十一日	二・二％
利付国庫債券（二十年）（第四十八回）	三十二億円	平成三十二年十二月二十一日	二・五％

○財務省告示第二百二十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十九年七月十八日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月八日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第七十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項